



2026年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社愛媛銀行
代 表 者 頭取 西川 義教
(コード：8541 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員企画広報部長
明賀 洋志
電 話 番 号 089-933-1111 (代)

株式給付信託 (BBT) 制度の一部改定に関するお知らせ

当行は、2017年5月29日付「役員退職慰労金制度の廃止および株式給付信託 (BBT) の導入に関するお知らせ」および2017年7月24日付「株式給付信託 (BBT) の導入 (詳細決定) に関するお知らせ」のとおり、当行の取締役 (社外取締役を除く) に対する株式報酬制度 (以下「本制度」といいます。) を導入しておりますところ、本制度の対象者に、常務執行役員を追加することとなりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の背景および目的

当行は、2026年6月26日取締役会において常務執行役員について、従来の『雇用型』から『委任型』へ移行することを決議いたしました。常務執行役員につきましては取締役ではないものの、その報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にすることにより、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の対象者に当行の常務執行役員を追加することといたしました。

2. 変更内容

(1) 本制度の対象者

変更前：取締役 (社外取締役は除く)

変更後：取締役 (社外取締役は除く) および常務執行役員

(2) 適用開始日

2026年6月26日

3. その他

本制度の一部改定については、対象者の追加のみ変更するものであり、その他の内容に変更はございません。

以 上